総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船	五千万円	○・二二六六〇％
	一億円	○・一五三四〇％
	二億円	○・〇九四八〇％
	三億円	○・〇六九六〇％
	四億円	○・〇五五三〇％
	五億円	○・〇四五五四％
	六億円	○・〇三八九〇％
	十億円	○・〇二三八七％
総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船	一億円	○・三二一一〇％
	二億円	○・一八六七五％
	三億円	○・一三六三〇％
	四億円	○・一〇八七五％
	五億円	○・〇九〇八八％
	六億円	○・〇七八三〇％
	十億円	○・〇四八一〇％
	十五億円	○・〇三二五二％
総トン数百トン以上千トン未満の動力漁船	一億円	○・四三二三〇％
	二億円	○・二二九三五％
	三億円	○・一六四六〇％
	四億円	○・一三一五〇％
	五億円	○・一一〇六六％
	六億円	○・〇九四三五％
	十億円	○・〇五九二二％
	十五億円	○・〇四一一二％
	二十億円	○・〇三一九三％

注１～注３　（略）

総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船	五千万円	○・二〇六〇〇％
	一億円	○・一三九五〇％
	二億円	○・〇八六二〇％
	三億円	○・〇六三二〇％
	四億円	○・〇五〇二五％
	五億円	○・〇四一四〇％
	六億円	○・〇三五四〇％
	十億円	○・〇二一七〇％
総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船	一億円	○・三一三〇〇％
	二億円	○・一八二〇五％
	三億円	○・一三二八〇％
	四億円	○・一〇六〇〇％
	五億円	○・〇八八五八％
	六億円	○・〇七六三〇％
	十億円	○・〇四六八八％
	十五億円	○・〇三一七〇％
総トン数百トン以上千トン未満の動力漁船	一億円	○・三九三〇〇％
	二億円	○・二〇八五〇％
	三億円	○・一四九六〇％
	四億円	○・一一九五五％
	五億円	○・一〇〇六〇％
	六億円	○・〇八五七五％
	十億円	○・〇五三八四％
	十五億円	○・〇三七三八％
	二十億円	○・〇二九〇三％

注１～注３　（略）

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる漁船船主責任保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。